

平成 22 年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	5	府省庁名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
見直し項目名	独立行政法人都市再生機構が不動産を取得する場合の課税標準の特例措置の廃止		
見直し内容 (概要)	<p>独立行政法人都市再生機構が既成市街地において、次に掲げる不動産以外の用に供する土地で、都市再生緊急整備地域の区域内等一定の区域内の土地を取得した場合の不動産取得税の課税標準の算定について、当該土地の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する特例措置を廃止する。</p> <p>《地方税法第73条の4第1項第11号及び地方税法施行令第37条の2の4に基づく用途非課税要件の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の敷地の整備等の用に供する土地 市街地再開発事業の施行の用に供する土地 公共の用に供する施設の敷地の整備等の用に供する土地 利便に供する施設等の敷地の整備等の用に供する土地 国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供する家屋 		
〔関係条文〕	〔地方税法附則第11条第21項〕		
廃止又は縮減の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本特例の適用実績については、近年1～2件で推移しており、政策実現に向けた手段としての「有効性」が高いとは言えない。 		
増収見込額	285		(単位：百万円)